

I R推進会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にI R（統合型リゾート）を誘致するにあたり、大阪 I R の推進に関して幅広く協議、検討するため、I R推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 大阪 I R 基本構想の推進に関する事
- (2) I R 立地に伴う懸念事項・課題対策に関する事
- (3) 国の制度設計への働きかけに関する事
- (4) I R に関する府民理解の促進に関する事
- (5) その他、I R 立地に関して必要と認められる事

(組織)

第3条 会議は、府知事（以下「知事」という。）が委嘱する委員及び府市の関係部局長その他関係行政機関の職員（以下「関係部局長等」という。）をもって構成する。

(座長)

第4条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くこととし、知事が指名する委員をもってあてる。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、府が招集する。

2 関係部局長等は、会議の内容に応じて出席するものとする。

3 府は、必要に応じて第3条に規定する者以外の者に対して出席を求めることができる。

(部会)

第6条 専門的分野について検討する必要がある場合等、必要に応じて部会を開催することができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 第3条に規定する委員及び第5条第3項に規定する者（以下「委員等」という。）の謝礼の額は、日額9,800円とする。

2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(開催期間)

第9条 会議は、第1条の目的を達成するまでの間、開催する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、I R推進局が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行する。